



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいませようお願い申し上げます。

今回は印紙税について考えてみます。 平成26年4月1日から改正

1. 領収書に貼る収入印紙

平成27年8月1日現在

[売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書] (注)1	記載された受取金額が	
売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(当該資産に係る権利を設定することを含む。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 (注)2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	(5万円(未満)平成26年4月1日から非課税)	
	100万円以下	200円
	100万円を超え200万円以下	400円
	200万円を超え300万円以下	600円
	300万円を超え500万円以下	1千円
	500万円を超え1千万円以下	2千円
	1千万円を超え2千万円以下	4千円
	2千万円を超え3千万円以下	6千円
	3千万円を超え5千万円以下	1万円
	5千万円を超え1億円以下	2万円
	1億円を超え2億円以下	4万円
	2億円を超え3億円以下	6万円
	3億円を超え5億円以下	10万円
	5億円を超え10億円以下	15万円
	10億円を超えるもの	20万円
受取金額の記載のないもの 営業に関しないもの	200円 非課税	

**平成26年4月1日から、3万円未満非課税が、5万円未満非課税に変わりました。
約束手形に貼る収入印紙は、上記の表と区分及び金額は同じですが非課税金額は10万円未満です。**

印紙税が課税される文書の作成者が、印紙税を納付しなかったときは、たとえ印紙税が課税されることを知らなかったり、収入印紙を貼り忘れた場合であっても、納付しなかった印紙税の額の3倍(収入印紙を貼っていないことを自主的に申し出たときは1.1倍)の過怠税が課税されます。また、文書に貼り付けた収入印紙に所定の方法で消印をしなかったときは、その消印しなかった収入印紙の金額と同額の過怠税が課税されます。

下記のように、領収書の記載方法によって印紙税の金額が変わる場合もあります

領収証 その1	(株)中川商会	平成27年7月27日
金額	¥52,920円	
(内消費税)	3,920円)	

印紙税は**非課税**になります
(ただし、消費税免税事業者は、この形での領収書の発行はできません。)

領収証 その2	(株)中川商会	平成27年7月27日
金額	¥52,920円	
(内消費税)	8%を含む)	

印紙税は200円になります

2. 印紙税がかからないもの

- 建物の賃貸借契約書 * ただし家賃の領収書を発行した場合はかかります
- 代金相殺の場合の領収書
- 営業に関係ない代金の受け渡しの領収書
- 内職代金の領収書
- 医師・弁護士・司法書士・税理士等がその業務上作成する領収書
- 宗教法人・学校法人などの公益法人が発行する領収書等